

(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 野辺地町 (都道府県: 青森県)
本事業の担当部局名 企画財政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	野辺地町結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	新規				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度		年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 野辺地町は将来の深刻な人口減少が想定されるため、「野辺地町 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、人口減少に対する総合的な取組を始めたところである。							
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 少子高齢化傾向は当町において顕著に現れており、共働きや核家族等社会構造が大きく変化している中、町の将来を担う世代を育み、安心して子育てできる環境を進めることにより、家族や子育てに夢を持てるよう結婚・出産の意義の啓発に努める。 また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 無							
【その他独自要件】 ・野辺地町の町税を滞納していないこと ・婚姻後継続して2年以上野辺地町に居住すること								

2. 申請見込

①新規世帯見込	7	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	4	世帯		

【世帯数積算根拠】

予算制約により申請見込数を7世帯とするが、申請状況によって追加募集及び予算措置を検討する。

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	未実施	世帯
～12月(実績)		世帯
1月～3月(見込)		世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				
(29歳以下)	3	世帯 ×	600,000 円 =	1,800,000 円
(その他)	4	世帯 ×	300,000 円 =	1,200,000 円
(継続補助)				

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

- ・町広報誌、ホームページ
- ・町民課窓口での情報提供(チラシ配布)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生数		件	44（令和7年）	35（令和2年）
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.46（平成25年～29年）	
	婚姻件数		件	42（令和2年）	
	婚姻率			3.4（令和2年）	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		（アウトプット）			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	0
		（アウトカム）			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	上十三・十和田湖広域定住自立圏の圏域合同婚活イベントにおいてチラシ配布等を行い、周知する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					